

事務連絡

令和2年4月6日

要配慮者施設管理者様

大阪市危機管理監

大阪市福祉局長

台風19号を踏まえた防災対策の一層の強化について
(避難確保計画の作成等)

標記については、平素から各段のご尽力をいただいているところですが、令和元年の台風19号では高齢者施設が孤立するなどの被害が多数発生しており、あらためて水害に備えた避難確保計画の作成や避難訓練などが重要となってまいります。

災害時、要配慮者施設における災害対策の推進は、災害から利用者の生命及び身体を保護するうえで喫緊の課題であり、本市においても様々な場で取組をお願いしてきたところではありますが、今回あらためて、次の項目について、一層の強化を図るとともに、人命の保護・安全の確保を最重点とした災害対策に万全を期されますようよろしくお願いいたします。

記

1 早期避難の重要性及び災害時にとるべき避難行動の徹底

避難勧告等が発令されていない状況であっても、台風の規模・進路予想等により河川水位の急激な上昇や建物への浸水などが見込まれる場合及び身の危険を感じる場合には、これまでの経験や前例にとらわれることなく、躊躇せずに速やかな避難をお願いします。

※ 参考資料 HP

- ・ 避難勧告等に関するガイドライン①（避難行動・情報伝達編）

内閣府 避難勧告等に関するガイドライン

検索

URL:http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinankankoku/pdf/hinan_guideline_01.pdf

- ・ 警戒レベルを用いた避難勧告等の発令

大阪市 警戒レベル 避難情報

検索

URL:<https://www.city.osaka.lg.jp/kikikanrishitsu/page/0000471539.html>

2 避難確保計画の作成・避難訓練の実施

平成29年6月の、「水防法の一部を改正する法律」の施行により、浸水想定区域内の要配慮者利用施設の管理者等（※）は、避難確保計画の作成、避難訓練の実施が義務付けられたところとります。

つきましては、避難確保計画を未だ作成されていないなどの施設におかれましては、早急に作成のうえ本市へご提出いただくとともに、避難訓練の実施をお願いします。

(1) 避難確保計画に定める事項

- ① 緊急時の体制（連絡体制・避難誘導体制等）
- ② 避難経路・避難場所等の確保
- ③ 防災教育・訓練の実施
- ④ 市町村・医療機関等との協力・連絡体制の確保
- ⑤ 利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置 等

※ 市域に所在する要配慮者利用施設のうち、津波や河川氾濫等水害の浸水想定区域内にある施設が避難確保計画作成の対象となります。対象施設の一覧は下記 HP をご覧ください。

また、大阪市危機管理室において、避難確保計画の作成に対し、作成フロー図や避難確保計画のひな形などを HP に掲載しておりますのでご活用ください。

大阪市 避難確保計画 **検索**

URL:<https://www.city.osaka.lg.jp/kikikanrishitsu/page/0000409706.html>

(2) 避難訓練の実施

- ① 避難等の訓練は、各基準省令等に基づき定期的な実施。
- ② 夜間の災害発生に備え、利用者を安全に避難させる必要があることから、夜間又は夜間を想定した避難訓練の実施。
- ③ 訓練の実施にあたっては、より実効性を高めるため、職員のほか、可能な範囲で利用者や地域住民等に協力・参加を要請。

3 防災気象情報及び河川情報の収集及び早い段階からの危機意識の醸成並びに確実な防災情報の伝達の徹底

災害発生の危険度の高まりに応じて段階的に発表される注意報・警報・特別警報等、危険度の高まりが5段階等で色分け表示された危険度分布等、台風情報等の防災気象情報や河川の水位等を収集し、関係者間で危機意識の醸成及び共有を図ってください。

※ 防災情報については下記 HP サイト等で提供されているので、災害の発生が見込まれるときには必ず最新の情報を確認するとともに、避難等の判断や災害対応に適切にご活用ください。

- ① ハザードマップ
・ 大阪市「ハザードマップ」：24区

大阪市 水害ハザードマップ **検索**

URL:<https://www.city.osaka.lg.jp/kikikanrishitsu/page/0000299877.html>

- ② 警報系

- ・ 気象庁「気象警報・注意報」

気象庁 気象警報 注意報

検索

URL:<https://www.jma.go.jp/jp/warn/>

- ・ NHKデータ放送：デジタル放送“d”ボタン 等

③ 河川系

- ・ 国土交通省「川の防災情報」

国土交通省 川の防災情報

検索

URL:<http://www.river.go.jp/portal/#80>

- ・ 大阪府「河川防災情報」

大阪府 河川防災情報

検索

URL:<http://www.osaka-kasen-portal.net/suibou/>

- ・ 気象庁「指定河川洪水予報」

気象庁 指定河川洪水予報

検索

URL:<https://www.jma.go.jp/jp/flood/>

- ・ NHKデータ放送：デジタル放送“d”ボタン 等

4 職員等の防災意識の向上

災害対策については、職員、利用者等が日ごろから防災意識を強く持つ必要があることから、社会福祉施設等の管理者等は、防災に関する知識を取得するとともに、職員等に対し、防災に関する研修等を実施し、防災意識の醸成を図ってください。

5 集団指導、説明会等における災害時の周知

各施設に対する集団指導、説明会等においても防災対策についての周知を図りますので、防災対策に努めてください。

6 災害時への備え

災害発生時（非常時）用の食料（7日分をめど）及び事業運営に必要な物品・備品を備蓄するとともに、自家発電機などの非常用電源の確保に努めてください。

7 避難確保計画の提出・問合せ先

大阪市危機管理室

住 所 大阪市北区中之島1-3-20 5階（若しくはB1階）

電 話 6208-7385、6208-9685

Email cb0001@city.osaka.lg.jp

8 その他

(1) 災害発生時における被災状況の伝達について

各施設（次頁の操作手順に掲げる入所・通所の施設に限る）において、地震や台風等の災害により人的・物的被害が発生した場合は、「大阪市電子申請・オンラインアンケートシス

テム」により、本市へ被害状況を伝達していただくようお願いしておりますので、関係職員にご周知いただきますようお願いいたします。

(操作手順)

ア 大阪市ホームページにアクセスします

(電子申請・オンラインアンケートシステムポータルページ)

<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000134960.html>

手続き名の **検索** に「被災」で検索 → 手続き名の一覧を絞り込みます。

イ 該当する入力シートを選択し、質問項目を入力します

<障がい児者関係施設等>

障がい者支援施設、福祉型障がい児入所施設、医療型障がい児入所施設、
共同生活援助、短期入所、療養介護

- ・【電子申請】 <障がい者関係施設（入所）> 災害時における社会福祉施設等の被災状況報告（福祉局）

児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、生活介護、
自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、地域活動支援センター、
障がい者スポーツセンター、点字図書館

- ・【電子申請】 <障がい者関係施設（通所）> 災害時における社会福祉施設等の被災状況報告（福祉局）

<高齢者関係施設等>

老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム（地域密着含む）、
軽費老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、生活支援ハウス、
介護老人保健施設、介護医療院、小規模多機能型居宅介護事業所、
看護小規模多機能型居宅介護事業所、有料老人ホーム、
サービス付き高齢者向け住宅

- ・【電子申請】 <高齢者関係施設（入所）> 災害時における社会福祉施設等の被災状況報告（福祉局）

老人デイサービス事業、老人福祉センター

- ・【電子申請】 <高齢者関係施設（通所）> 災害時における社会福祉施設等の被災状況報告（福祉局）

<その他施設等>

救護施設、更生施設、無料低額宿泊事業

- ・【電子申請】 <生活保護施設・無料低額宿泊事業> 災害時における社会福祉施設等の被災状況報告（福祉局）

ウ 施設の被災状況を送信します。

大阪市福祉局 総務部 総務課 (総務グループ)

電 話 6208-9911 、 FAX 6202-6961

Email fa0001@city.osaka.lg.jp

(2) 施設種別ごとの所管担当

施設種別	所管担当
障がい児者関係施設	福祉局 障がい者施策部
生活介護事業所、自立訓練事業所、就労移行支援事業所、就労継続支援事業所、障がい者支援施設、障がい者相談支援事業者、共同生活援助事業所 (グループホーム)、障がい児入所施設 (福祉型)、障がい児入所施設 (医療型)、短期入所施設、児童発達支援センター、医療型児童発達支援センター、児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所、保育所等訪問支援事業所	運営指導課
地域活動支援センター (活動支援A型)、地域活動支援センター (活動支援B型)、地域活動支援センター (生活支援型)	障がい支援課
点字図書館、障がい者就業・生活支援センター、スポーツセンター	障がい福祉課
高齢者関係施設	福祉局 高齢者施策部
介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護保険法に基づく次のサービス等を行う事業所 (通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、認知症対応型通所介護、地域密着型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護)、有料老人ホーム	介護保険課 (指定・指導グループ)、 高齢施設課
養護老人ホーム、軽費老人ホーム、生活支援ハウス	高齢福祉課
老人福祉センター	いきがい課
保護施設	福祉局 生活福祉部
救護施設、更生施設、医療保護施設	保護課 (施設グループ)

要配慮者利用施設とは

社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する方々が利用する施設